

第3章 住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた 基本目標，基本方針等

1 基本目標

住宅確保要配慮者に対する居住の安定の確保 ～重層的な住宅セーフティネットの構築～

高齢者や障がい者，子育て世帯，低額所得者，被災者，外国人などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため，公的主体と民間事業者，NPO等が連携した重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。

2 基本方針と展開方向

基本目標を踏まえ，下記のとおり基本方針と，これに基づく施策の展開方向を定めます。

施策の基本方針		施策の展開方向
【基本方針1】 住宅確保要配慮者の 住まいの確保	1-1 公的賃貸住宅に おける取り組み	(1) 市営住宅の効率的・計画的な更新
		(2) 市営住宅の適切な管理・運営
		(3) 公的賃貸住宅との連携強化
	1-2 民間賃貸住宅に おける取り組み	(1) セーフティネット住宅の供給促進
		(2) セーフティネット住宅の適切な管理・運営
【基本方針2】 住宅確保要配慮者に対する 居住支援の充実		(1) 居住支援体制の構築
		(2) 住宅困窮内容に応じた居住支援の充実
		(3) 被災者支援の実施